

ISHIZUCHI

令和8年(2026) Vol.339
共済だより 3月号
—ご家族でご覧ください—

久万高原町

面河溪

石鎚山の南麓に広がる四国最大の溪谷で、国の名勝地に指定されています。溪谷を流れる清流は、エメラルドグリーンにたとえられるほど澄んだ美しさを誇り、四季折々の景観とともに訪れる人々を魅了します。

5月にかけては、溪谷を包む新緑の爽やかな景色が見られます。

② 旅する愛媛 久万高原町

CONTENTS

- ④ 就職や別居をされる被扶養者はいませんか??
- ⑤ 被扶養者の認定要件にご注意ください
資格喪失後に医療機関を受診したときの医療費返還について
- ⑥ 令和8年度の任意継続掛金をお知らせします
- ⑦ 年金者連盟からのご案内
- ⑧ 令和8年4月から
「貯金利率」と「物資償還利率」を引き上げます
- ⑨ 入学・修学貸付受付中です
- ⑩ 特定保健指導で健康改善!
特定健康診査受診券等が届いたご家族(被扶養者)の皆さまへ
- ⑪ 人間ドック等利用助成の申込みをされた方へ
こころとからだの健康相談
- ⑫ 接骨院・整骨院(柔道整復師)で健康保険が使えるのは……
- ⑬ 宿泊予約は公式サイトが最安値!!
- ⑭ 障害の状態になったときの年金



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>

石鎚

旅する/
愛媛

久万高原町

自然息づく高原の町

久万高原町

久万高原町のまちなみ

久万高原町データ (2025年10月1日現在)

面積：583.66km² 人口：6,735人
HP：<https://www.kumakogen.jp/>

久万高原町は平均標高800mの冷涼な気候に恵まれ、石鎚山や面河溪など、自然あふれる避暑地・行楽地が点在することから、四国の軽井沢とも呼ばれています。冬期は町内全域で積雪が見られ、スキー・スノーボードを目的とした観光客でにぎわいます。

標高1,982m・西日本最高峰

石鎚山 イシツチサン



パワースポットとして知られる石鎚山は複数の登山ルートがあり、久万高原町からは尾根伝いに進む土小屋ルートが利用できます。道中の石鎚スカイラインでは、麓から山頂にかけて少しずつ自然が移り変わる様子が見られます。

☎ 0892-21-1192(久万高原町観光協会) ㊦ 久万高原町若山
Ⓜ 石鎚スカイラインは冬期閉鎖あり(12月1日～3月31日)

山草に囲まれた木造づくりの美術館

町立久万美術館
チョウリツクマビジュツカン

全国でも珍しい木造建築の美術館。町出身の林業家・井部栄治氏のコレクションを中心に約1,200点を収蔵し、日本近代洋画から書画、陶磁器に彫刻と幅広い美術品を展示。コレクション展の他、年1～2回の企画展、ギャラリートークやギャラリーコンサートを開催しています。

☎ 0892-21-2881 ㊦ 久万高原町菅生2番耕地1442-7 ㊦ 9時半～17時
(入館は16時半まで) Ⓜ 月曜(祝日の場合は翌日)、年末年始
Ⓜ 大人/500円 高大生/400円 小中生/300円 ※企画展中は別料金



展示室の大黒柱は久万名物の「磨き丸太」。優しい空間が作品と来館者を包み込みます。

2

石鎚 共済だより 3月号 Vol.339

雲の上に広がる天空の楽園

四国カルスト シコクカルスト



愛媛県と高知県を跨ぐ尾根沿いに広がるカルスト台地で、標高は1,000m以上。視界を遮るモノはなく、雄大な四国山地を見下ろしながらのドライブはまるで天空を走っている気分。エリア内には宿泊施設が点在し、満天の星目当てに一泊される方も。

☎ 0892-21-1192 (久万高原町観光協会) ㊦ 久万高原町西谷 ㊿ 12月上旬～3月中旬頃にかけて、周辺道路が冬季閉鎖中。解除時期等は、県市町ホームページにて確認

約1万5千年前、縄文時代草創期の遺跡

上黒岩岩陰遺跡 カミクロイワイワカゲイセキ



石灰岩の岩陰から中学生が発見した遺跡。縄文時代草創期、早期の貴重な資料が多く見つかったことから、国の史跡に指定されました。絶滅した動物やイヌ、槍が刺さった人骨、女性が描かれた石など貴重な出土品がみつかり、現在は遺跡横の考古館にて一般公開されています。

☎ 0892-56-0369 ㊦ 久万高原町上黒岩1092 ㊿ 10時00分～17時00分 ㊿ 毎週月曜日、12月1日～3月31日 ㊿ 大人100円 大学・高校生80円 中学・小学生50円

久万高原町

おすすめ ギョウモ

雑穀カレー /



地域食材の雑穀がカレーに。肉なしでもスパイスの旨みと乾燥野菜のたかきび・地とうきびのkokとぷちぷち食感で満足感たっぷり!

トマト /



標高400m～800mの石鏡山系の冷涼な気候と昼夜の寒暖差を活かした大玉で甘みと酸味のバランスのよい夏秋トマトです。

年間イベント情報

- 2月下旬～4月上旬 くままちひなまつり
- 4月下旬～6月上旬 石鏡山・大川嶺などのツツジ
- 8月上旬 久万納涼まつり (御用木まつり)
- 10月17～18日 久万林業まつり
- 11月上旬～中旬 石鏡山・古岩屋などの紅葉
- イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

久万高原町のイチオシ

春を彩る
個性豊かな
ひな街道

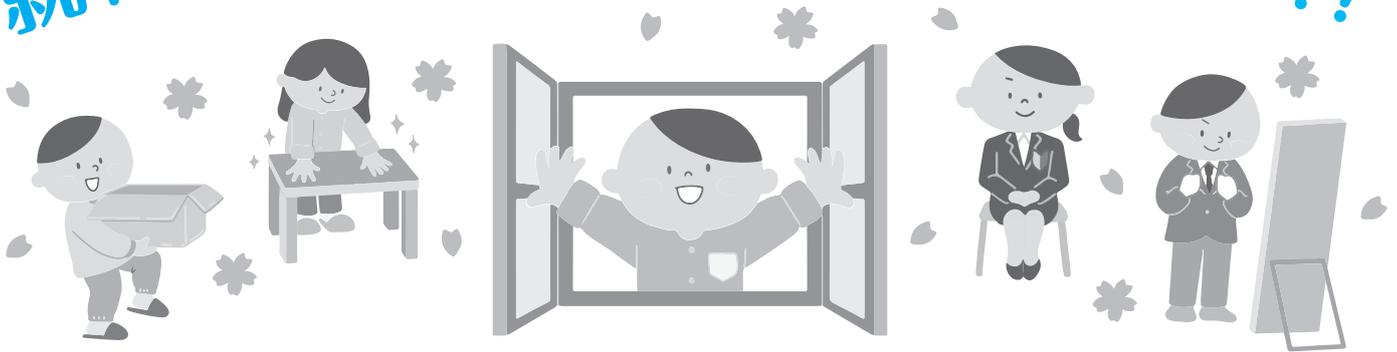


くままちひなまつり



商店街およそ880mがひな人形で華やぐひなまつり。様々なひな壇が見られ、メイン会場のピラミッド型ひな壇は迫力満点。開催に併せて、4月5日(日)までひな人形の受付を実施中。詳しくはホームページでご確認ください。

❀春は卒業・進学・就職のシーズン!❀ 就職や別居をされる被扶養者はいませんか??



❀子や配偶者などが就職しお勤め先の健康保険に加入したとき

次の書類を所属所の共済組合事務担当課を経由し、速やかにご提出ください。

- ・「被扶養者申告書(取消)」
- ・「資格確認書」※交付を受けている方

組合員は、事実が発生した日から5日以内に被扶養者の取消手続を行うことが義務付けられておりますので、早めのご準備をお願いします。

❀子が進学により組合員と別居したとき

次の書類を所属所の共済組合事務担当課を経由し、速やかにご提出ください。

- ・「氏名・住所・口座変更申告書」

被扶養者の方の住所管理も行っています。学生のため住民票を異動しない場合でも、別居先の住所の届出をお願いします。

❀平成16年4月1日以前生まれの子(令和8年4月1日時点で22歳以上)を被扶養者としている組合員の方は、被扶養者の進路に応じて次のいずれかの手続きが必要です

被扶養者の進路	手続の種類	提出書類等	提出時期
就職	取消	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書(取消) ・資格確認書 ※交付を受けている方 	速やかに (5日以内)
進学又は 引き続き在学	扶養継続	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書(令和8年4月1日以降に交付されたもの) 	資格調査時 (7月頃)
療養中 (就労に制限を受ける場合)	扶養継続	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳(写)又は就労が困難である旨が記載された診断書(令和8年4月1日以降に発行されたもの) 	資格調査時 (7月頃)
求職中	扶養継続	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書(認定) ・扶養事実の申立書 ・資格確認書 ※交付を受けている方 <p>扶養の事実・扶養しなければならない実情を調査確認した上で、認定の可否を判断します。</p> <p>なお、認定期間は最長1年となり、期限付きの認定となります。</p>	4月末 までに

(注)1 組合員以外の扶養義務者(配偶者等)がいる場合や、組合員と別居している場合など、上記の書類以外に別途書類の提出を求める場合があります。

2 現在求職中による期限付きの認定を受けている方へは、所属所の共済組合事務担当課を経由して別途ご連絡しています。来年度以降も引き続き認定が必要な場合は、**3月末までに手続きを行ってください。**

被扶養者認定における収入の考え方及び 別居被扶養者への仕送り要件にご注意ください

【被扶養者認定における収入の考え方】

被扶養者認定における収入とは、所得税法上の取扱いである暦年単位(1月から12月の1年間)等の期間を限定して考えるものではなく、認定を受けようとするときから将来に向かっての見込額で考えます。

- **給与収入、年金収入等、月ごとの収入が確認できる場合は、年額ではなく月額で判断します。**被扶養者のひと月分の収入額が下表の月額欄の額未満であることを毎月ご確認ください。どの月を基準にしても基準額未満でなければ被扶養者として認められません。
- **事業収入等、月ごとの収入が確認できない場合は、「前年の収入」を「今後1年間の収入見込み額」と考えます。**被扶養者の収入額が、下表の年額欄の額未満であることを確定申告時にご確認ください。

区 分	基準額	
	年額	月額
①～③以外の方	130万円未満	108,334円未満
①19歳以上23歳未満の方(組合員の配偶者を除く。)	150万円未満	125,000円未満
②60歳以上の方	180万円未満	150,000円未満
③障害年金を受給している方		

- ※①の年齢要件は、認定を受ける年の12月31日現在の年齢で判定します。
- ※複数の収入がある場合は合算してください。
- ※収入が基準額を上回った場合は速やかに取消手続をお願いします。

【別居被扶養者への仕送り要件】

被扶養者は「主として組合員の収入によって生計を維持するもの」とされているため、組合員と別居している家族を被扶養者とする場合は、組合員からの経済的援助額(仕送り額)が要件を満たしていなければ被扶養者として認められません。

仕送り要件は
こちら



仕送り要件については、本組合ホームページに掲載していますのでご確認ください。

被扶養者認定に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

資格喪失後に医療機関を受診したときの医療費返還について

資格取消の手続が遅れると、それまでの間にマイナ保険証等を使用して医療機関で保険診療を受けた医療費について、取消事由発生日に遡って本組合が負担した医療費を全額返還していただくことになります。

医療費は医療機関が作成するレセプトに基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関で審査するため、本組合から医療費の返還請求をするまでに3か月以上かかります。

本組合へ返還した医療費については、新たに加入した健康保険に請求すると返還額相当額(附加金、事務費を除きます。)が給付されますが、請求手続などの事務負担が生じるだけでなく、遡及した期間が長いと返還額が高額になる場合があり、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担も大きくなります。

収入超過により被扶養者の資格を遡及して取消すこととなった場合は、特に返還額が高額になりやすいので、日ごろから被扶養者の収入額等を把握し、取消手続が遅れることのないようにしましょう。

医療費返還請求の書類が届いたら…

医療費返還請求の書類が届きましたら、指定された返還期限内に医療費を返還してください。なお、振込手数料は振込人負担となります。

返後は新たに加入した健康保険に給付金の請求手続を行ってください。レセプトは、本組合から新たに加入した健康保険へ直接送付しますので、送付先をご連絡ください。

医療費返還に関する問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

退職を予定されている皆さまへ

令和8年度の任意継続掛金をお知らせします

●任意継続掛金の計算方法

掛金の額は次の①、②のどちらか低い額に掛金率を乗じて求めます。

①退職時の標準報酬の月額 円

②令和7年9月30日現在の全組合員の標準報酬の月額平均額 円

①と②のどちらか低い額 円

$$\times \frac{103.76}{1,000} \text{ (短期掛金率)} = \text{短期掛金 (月額)} \text{ 円}$$

$$\times \frac{15.20}{1,000} \text{ (介護掛金率)} = \text{介護掛金 (月額)} \text{ 円}$$

$$\times \frac{2.30}{1,000} \text{ (子ども・子育て支援掛金率)} = \text{子ども・子育て支援掛金 (月額)} \text{ 円}$$

※②と掛金率は年度ごとに算定されるため、年度で掛金額が変わる場合があります。

※介護掛金は40歳以上65歳未満の任意継続組合員が納めます。

※令和8年4月分から、子ども・子育て支援金の徴収が始まります。詳しくは、本紙に挟み込まれている冊子「子ども・子育て支援金制度のご案内」をご覧ください。

令和8年度任意継続掛金(短期掛金, 介護掛金, 子ども・子育て支援掛金) 早見表 (令和8年4月に資格取得した場合) (単位:円)

退職時の標準報酬の月額	月 額			年 額								
	短期掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	月払い			半年払い			年払い		
				短期掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	短期掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	短期掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金
58,000円	6,018	881	133	72,216	10,572	1,596	71,513	10,469	1,581	70,934	10,384	1,568
68,000円	7,055	1,033	156	84,660	12,396	1,872	83,835	12,276	1,853	83,157	12,176	1,839
78,000円	8,093	1,185	179	97,116	14,220	2,148	96,170	14,081	2,127	95,392	13,968	2,110
88,000円	9,130	1,337	202	109,560	16,044	2,424	108,493	15,888	2,400	107,615	15,759	2,381
98,000円	10,168	1,489	225	122,016	17,868	2,700	120,827	17,694	2,674	119,850	17,551	2,652
104,000円	10,791	1,580	239	129,492	18,960	2,868	128,231	18,775	2,840	127,193	18,623	2,817
110,000円	11,413	1,672	253	136,956	20,064	3,036	135,622	19,869	3,007	134,525	19,708	2,982
118,000円	12,243	1,793	271	146,916	21,516	3,252	145,485	21,307	3,221	144,308	21,134	3,194
126,000円	13,073	1,915	289	156,876	22,980	3,468	155,348	22,756	3,434	154,091	22,572	3,406
134,000円	13,903	2,036	308	166,836	24,432	3,696	165,210	24,194	3,660	163,874	23,998	3,630
142,000円	14,733	2,158	326	176,796	25,896	3,912	175,074	25,644	3,874	173,657	25,436	3,843
150,000円	15,564	2,280	345	186,768	27,360	4,140	184,949	27,094	4,099	183,452	26,874	4,067
160,000円	16,601	2,432	368	199,212	29,184	4,416	197,272	28,899	4,373	195,675	28,666	4,338
170,000円	17,639	2,584	391	211,668	31,008	4,692	209,606	30,706	4,646	207,910	30,458	4,609
180,000円	18,676	2,736	414	224,112	32,832	4,968	221,929	32,513	4,920	220,133	32,249	4,880
190,000円	19,714	2,888	437	236,568	34,656	5,244	234,263	34,318	5,193	232,368	34,041	5,151
200,000円	20,752	3,040	460	249,024	36,480	5,520	246,599	36,125	5,467	244,603	35,832	5,422
220,000円	22,827	3,344	506	273,924	40,128	6,072	271,256	39,737	6,013	269,061	39,416	5,964
240,000円	24,902	3,648	552	298,824	43,776	6,624	295,913	43,349	6,559	293,519	42,999	6,506
260,000円	26,977	3,952	598	323,724	47,424	7,176	320,570	46,962	7,106	317,977	46,582	7,049
280,000円	29,052	4,256	644	348,624	51,072	7,728	345,228	50,575	7,653	342,435	50,165	7,591
300,000円	31,128	4,560	690	373,536	54,720	8,280	369,898	54,187	8,199	366,905	53,749	8,133
320,000円以上	33,203	4,864	736	398,436	58,368	8,832	394,555	57,800	8,746	391,363	57,332	8,675

※半年払い又は年払いの場合は、前納による割引が適用されます。

任意継続掛金は、本組合指定の「振込依頼書」を使用して振込む以外に、ATMやインターネットバンキングを使用して振込むこともできます。その場合は、個人の識別のために、振込依頼人名の前に必ず「組合員等記号・番号」を入力してお振込みください。

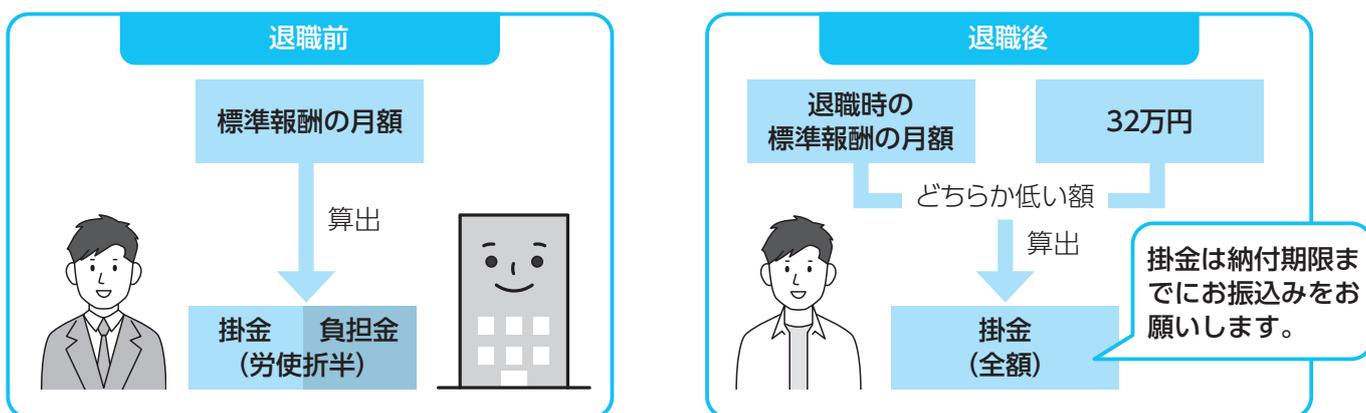
●任意継続組合員制度とは??

退職すると、退職の翌日から組合員の資格を喪失しますが、「任意継続組合員」になることで、退職後も最長2年間、在職中と同様に、短期給付(休業給付は除きます。)と福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

在職中の掛金(保険料)は、所属所が給与から徴収し、共済組合へ納めていただいておりますが、任意継続組合員の資格取得後は掛金をご自身で、直接共済組合へ納めていただくこととなります。掛金の払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い」のいずれかが選択できますので、早見表を参考にご検討ください。

なお、掛金の払込みの際は振込手数料の負担が発生しますので、割引が受けられ、振込手数料の負担が少なくてすむ「年払い」をお勧めします。期間の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は未経過期間分の掛金はお返します

のでご安心ください。



任意継続組合員制度の詳細については、本組合ホームページをご覧ください。
(<https://kyosai-ehime.or.jp/konnatoki/taisyoku.html>)



任意継続組合員制度に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

年金者連盟からのご案内

年金請求待機者になられたらぜひ年金者連盟にご加入ください!!

年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済的生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は6千3百余名となっており、県内郡市による18支部と27分会に分かれて活動しています。

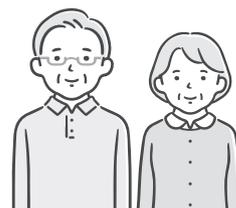
主な活動と事業

①各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談

- ②年金受給者の処遇改善の要望を全国の連盟と共に実施
- ③長寿祝記念品の贈呈
- ④「連盟だより」の発行
- ⑤団体傷害保険・団体疾病保険・団体介護保険・がん保険の斡旋など

連盟の会費と加入方法

- 会費の額
年金額に応じ年間500円～5,000円
- 会費納入方法
毎年4月の年金支給期に年金から控除
- 加入方法
「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入のうえご提出ください。



お問い合わせ

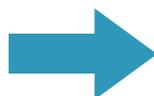
ご不明な点や詳細は、愛媛県市町村職員年金者連盟 ☎089(921)5651まで

令和8年4月から 「貯金利率」と「物資償還利率」を 引き上げます

貯金事業

共済貯金の利率を次のとおり引き上げます

令和8年3月まで
年利 **0.9%**
(税引き後0.717165%)



令和8年4月から
年利 **1.1%**
(税引き後0.876535%)

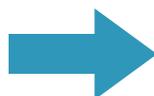
市場金利の動向等を踏まえ、令和8年4月1日から共済貯金の利率を現行の年利0.9%から1.1%に引き上げます。共済貯金に加入していない方は、ぜひこの機会に加入してご利用ください。

なお、税引き後の貯金利率は、0.876535%となります。

物資供給事業

物資立替金の償還利率を次のとおり引き上げます

令和8年3月まで
年利 **1.8%**



令和8年4月から
年利 **2.0%**

物資供給事業の資金は貯金経理から借り入れているため、貯金利率の引き上げに伴い、物資立替金の償還利率につきましても引き上げられることとなります。今後の安定的な事業運営を行うための引き上げとなりますので、組合員の皆さまにはご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、この償還利率の引き上げは、令和8年3月以前に物資供給事業を利用されて現在償還途中の方も適用となります。適用後の償還額については、別途お送りする「購入代金償還金改定通知書」でご確認ください。

入学・修学貸付 受付中です

貸付利率
年 **1.26%**
(変動金利) ※

※金利は令和8年3月1日現在

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。**5月以降は、貸付額が制限される場合や貸付できない場合があります**ので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課(係)へお申し出ください。



	入学貸付	修学貸付
貸付事由	入学時に要する諸費用 ・ 入学金、教科書代、授業料等 ・ 敷金礼金等 ・ 家具・家電(下宿の場合) ・ 制服等	修学(進学・進級)に要する諸費用 ・ 当該年度分(※)の授業料、通学費用 ・ 家賃 ※ 秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。
貸付限度額	給料月額6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※ 1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※ 1万円単位
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率は、年1.26% ※ 貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。 ● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申し出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据え置かれます。(元金据置期間中は利息分だけの償還になります。) ※ 修学貸付は、申し出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。 ※ 留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付はお申込みいただけます。) ● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収30%を超える場合は、貸付を受けられません。 ● 任期の定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)の方が利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。 ● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。 	



このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

令和6(2024)年度実施結果レポート

特定保健指導で健康改善!

健診結果から特定保健指導による支援対象となった方で、令和6年度に特定保健指導を利用された方の健康レベルがどの程度向上したか、その成果を発表します。

特定保健指導とは?

本組合又は本組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士が、各種健診(人間ドック、職場の定期健診、特定健康診査)の結果から要支援となった方に無料で実施する生活習慣病予防のための健康サポートです。プロが利用者の生活習慣を包括的に点検し、どこをどのように改善したら健康度が上がるかを助言、具体的な実践に向け3か月以上にわたって寄り添い、生活改善に役立つ行動を強力に後押しします。

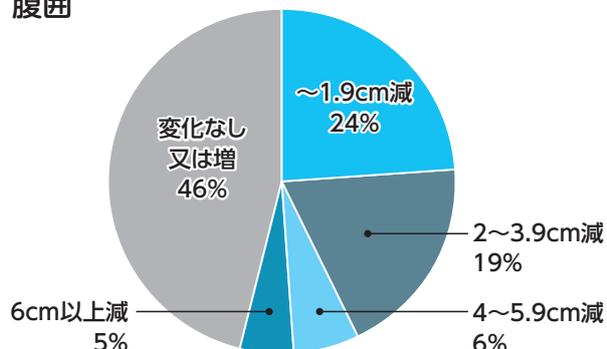
健診時と比較して…

腹囲……………約54%の方が改善 体重……………約59%の方が改善
主要達成目標 腹囲2cm・体重2kg減少を達成した人数……………376人

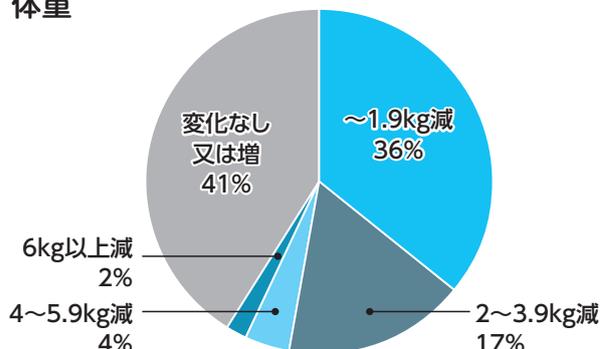
2024 グランプリ

◆ 腹囲 19.9cm減 体重 22.5kg減 ◆

腹囲



体重



特定健康診査受診券又は特定保健指導のご案内が届いたご家族(被扶養者)の皆さまへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(2,000円分)を進呈しています。

- ①特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ②特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方(人間ドック利用者を除く。)

詳しくは、本紙令和7年7月号(Vol.336)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

令和8年度人間ドック等利用助成の 申込みをされた一般組合員の方へ

申込内容に基づき、健診機関と調整を行い、利用者を決定していますが、第1希望の健診機関の利用枠提供数を申込数が上回った場合等、第1希望での決定ができないことがあります。この場合、第2希望の健診機関に決定することとなり、第2希望の申込みをしていない方や第2希望の健診機関も健診機関の利用枠提供数を申込数が上回った場合は、令和8年度の間人ドック等利用助成を利用できませんのでご了承ください。

なお、**申込後の健診機関、利用区分(コース)の変更はできません。**

利用者決定後、所属所を通じて「人間ドック等利用券」を配付します。利用券が届きましたら、**券面に記載の注意事項等をよくお読みください。**健診機関に利用券の提出がない場合は助成を受けることができませんので、紛失しないように保管してください。

また、退職後(任意継続組合員になった場合も含まれます。)は、利用券を使用することができませんので、退職時に所属所の共済組合事務担当課へ利用券を返却してください。

おって、短期組合員とその被扶養者が利用できる短期組合員等人間ドック利用助成については、令和8年3月に所属所を經由して案内を行う予定です(本紙令和8年4月号(Vol.340)及び本組合HPにも掲載を予定しています。)

人間ドックの健診結果により特定保健指導の対象となったときは、必ず特定保健指導を受けてください。ご案内した特定保健指導を受けなかった場合、人間ドック等利用助成を受けられなくなることがあります。

人間ドック等利用助成に関する問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎089(945)6318

健康保険が使えるのは……



接骨院・整骨院(柔道整復師)で施術を受ける方に、健康保険適用範囲に関する誤解が多く見られます。施術を受ける前に保険適用となる条件を正しく理解した上で、適切に利用しましょう。

※仕事や通勤途上に起こった負傷には健康保険は使えません。

負傷の原因は①②のどちらですか？

① 転んで足首を捻った・荷物を運んでいて腰を痛めたなど、**外傷性***が明らかな下記の負傷

※外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態をいいます。



② 内科的疾患が原因の痛み、または慢性的な痛み、あるいは原因不明の痛み

骨折

不全骨折を含む

脱臼

捻挫

打撲

*肉離れ(挫傷を伴う場合もある)を含む

柔道整復師にかかることについて、医師は同意していますか？

はい

健康保険が使えます

いいえ

健康保険が使えません

*応急手当の場合を除く。ただし、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。

健康保険が使えます

例

- 家具にぶつけて打撲した
- 階段を踏み外して捻挫した
- スポーツで肉離れを起こした

健康保険が使えません

例

- 単なる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- スポーツなどの筋肉疲労からの回復目的



施術を受けるときに注意するポイント

01 負傷原因を正確に伝える

負傷の日時や場所、原因やそのときの状況、症状について詳しく伝え、健康保険が使えるかどうか確認してください。また、交通事故などの第三者の行為による負傷の場合は、共済組合に速やかにお知らせください。

02 「療養費支給申請書」は内容をよく確認してから署名する

「療養費支給申請書」は、記載内容をよく確認し、ご自分で署名してください。申請書の内容によっては、後日、実際に受けられた施術内容と一致しているかを確認するため、施術内容審査を委託している『株式会社オクス』から照会文書が届く場合がありますので、ご回答にご協力をお願いします。

03 領収証・明細書は必ずもらおう

会計の際には、領収証・明細書を必ずもらい、施術の内容や金額を確認してください。受け取った領収証・明細書は保管しておきましょう。

04 なかなか改善しないときは医療機関を受診してみる

長期にわたる施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的な原因が潜んでいる場合もありますので医師の診察を受けましょう。



障害の状態になったときの年金

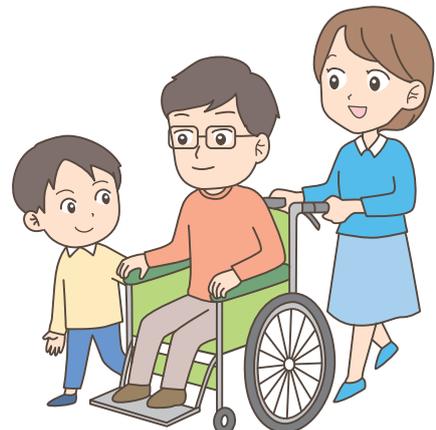


障害厚生年金は、被保険者（組合員）である間に初診日[※]がある病気やケガにより、一定の障害の状態になった場合に支給されます。障害の状態とは、病気やケガで、生活や仕事などが制限される状態をいい、障害の程度に応じて障害等級1級から3級に分けられています。なお、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

※障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

働きながら年金も受給できる

在職中でも年金を受給できます。ただし、加給年金額については、対象となる配偶者や子の収入や所得に制限があるため、支給停止される場合があります。



障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

初診日要件 初診日が組合員である間にあるとき

障害認定要件

- 障害認定日に障害等級1級、2級又は3級に該当する程度の障害状態にあるとき
※障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、厚生年金保険法施行令第3条の8・別表第1及び国民年金法施行令第4条の6・別表に定められています。
- 障害認定日において障害等級3級以上に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害状態になったとき
- 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が1級・2級に該当する障害状態になったとき



保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること ※ただし、令和8年4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

障害の程度のめやす

障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態とは、次のような状態をいいます。

1 級

他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用をなさない程度の状態。
例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られる状態をいいます。

2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度の状態。
例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる状態をいいます。

3 級

労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態。

障害の認定は、通常、初診日から1年6か月を経過した日が「障害認定日」となります。

ただし、初診日から1年6か月を経過しなくても、その傷病が治癒したときや、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至ったときは、治癒した日又は治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

◎初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日となる例

- 人工透析を行っている場合は、透析を初めて受けた日から3か月を経過した日（初診日から1年6か月以内の日に限る）
- 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- 心臓ペースメーカー、又はICD（植込み型除細動器）、又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は施術を施してから6か月を経過した日、新膀胱の造設を施術した場合は、造設を施した日
- 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日
- 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

など

歓送迎会はえひめ共済会館

ご予約
承り中



春の旬彩プラン

期間:令和8年3月1日～
令和8年4月30日

お1人様 **5,000円**(税込)

飲み放題 2時間 **2,000円**

瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・
果実酒・ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール



～お品書き～

前菜	旬野菜のおひたし
刺身	宇和島真鯛・鮪
椀	蓮根饅頭～磯海苔館かけ～
肉料理	ローストビーフマウンテン ～自家製新玉ねぎソース～
揚物	さわら竜田揚げ
御飯	ちまき
甘味	カップデザート・果物

ご予約・お問合せは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13番地1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和8年1月末現在)

◎所属所数	42
◎組合員数	22,218人
男	10,750人
女	11,468人
◎平均標準報酬月額(短期)	321,909円
◎被扶養者数	14,778人
(含任継)	226人
◎任意継続組合員	499人
◎年金受給者数	19,372人